

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
平成30年4月1日時点

担当課( 国保年金課 )

## 1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市国民健康保険条例の一部改正	市が考える市民等への影響	(メリット) ・国民健康保険財政の健全化が図られ、制度の持続可能性が保たれる。 ・軽減判定基準額について、基準政令の条項を引用する方法に改めることで、改正手続きの簡素化が図られる。 ・特別な事情があるにもかかわらず、申請期限を超過したために保険料の減免に結びつかなかった被保険者について、減免のための機会を設けることができる。 ・ハローワークからの情報連携が十分に機能する場合には、雇用保険受給資格者証の提示が不要となり被保険者の負担軽減に繋がる。 (デメリット) ・特になし。
名称	流山市国民健康保険条例の一部改正		
概要	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号。以下「改正法」という。)の成立により、平成30年4月1日から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるため(=国民健康保険制度の広域化)、これに伴う必要な改正及びその他所要の規定の整備を行うもの。 ・市町村に設置されている運営協議会について、広域化後も引き続き運営協議会と呼称するための技術的な修正を行う。 ・都道府県単位の財政運営として「事業費納付金」及び「保険給付費等交付金」の仕組みが導入されることに伴い、これらを反映させた国民健康保険料の賦課に関する基準についての改正を行う。 ・国民健康保険料の軽減判定基準額について、基準額そのものを明示する方法から、基準となる政令の条項を引用する方法に改正する。 ・保険料の減免について、申請期限までに減免の申請書を提出しなかったことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合は、申請期限の経過後においても、減免の申請を行うことができる旨の規定を追加する。 ・会社都合等の非自発的な事由による失業者が、保険料軽減等のために届出を行う場合、市から求められた場合に限り、雇用保険受給資格者証を提示しなければならない旨の改正を行う。		

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		改正法の成立に伴って保険料の賦課基準等を改正するものであり、流山市市民参加条例第5条第2項第3号に該当するため。
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)		実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input type="checkbox"/>	審議会等					
	<input type="checkbox"/>	パブリックコメント手続					
	<input type="checkbox"/>	意見交換会					
	<input type="checkbox"/>	公聴会					
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度					
	<input type="checkbox"/>	その他					

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成●●年度		平成●●年度											平成●●年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由